第十九条第一項中「別記様式第六」を「別記様式第七」に改める。

第二十二条第一項中「別記様式第七」を「別記様式第八」に改め、同項第十二号中「第二十条第二号」を「第二十一条第二号」に改め、同条第二項中「別記様式第七」を「別記様式第八」に改める。

第二十九条を第六十条とする。

第二十八条の見出し中「都市再生整備推進法人支援業務」を「都市再生推進法人支援業務」に改め、同条中「第七十七条第三項」を「第百二十二条第三項」に改め、同条を第五十九条とする。

第二十七条の四の見出し中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条中「第七十四条第三号ロ」を「第百十九条第三号ロ」に改め、同条を第五十八条とする。

第二十七条の三中「第七十二条の五第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同条を第二十九条とし、同条の次に次の二十八条を加える。

（誘導施設の整備に関する事業の施行に関連して必要となる事業）

第二十八条　法第八十一条第二項第四号ロの国土交通省令で定める事業は、法第四十六条第二項第二号ロ、ハ及びホに掲げる事業並びに第九条に規定する事業とする。

（立地適正化計画の軽微な変更）

第二十九条　法第八十一条第十六項の国土交通省令で定める軽微な変更は、同条第二項第四号に掲げる事項の変更とする。

（国土交通大臣に提出する立地適正化計画の添付書類等）

第三十条　市町村は、国土交通大臣に立地適正化計画を提出する場合においては、当該立地適正化計画に、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　立地適正化計画の区域のうち法第四十六条第一項の土地の区域及び当該区域の面積を記載した図書

二　前号の土地の区域内の土地の現況を明らかにした図面

三　第十六条第一項に規定する交付金の額の限度を算定するために必要な資料

（交付金の額）

第三十三条　法第八十三条第二項の規定により法第四十七条第二項の規定を読み替えて適用する場合における第十六条第一項の規定の適用については、同項中「の区域」とあるのは、「の区域のうち法第四十六条第一項の土地の区域」とする。

（特定住宅整備事業を行おうとする者による都市計画の決定等の提案）

第三十四条　法第八十六条第二項において準用する法第三十七条第二項の規定により計画提案を行おうとする者は、氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都市計画決定権者に提出しなければならない。

一　都市計画の素案

二　別記様式第九による特定住宅整備事業に関する計画書

三　特定住宅整備事業に関する次に掲げる図書

イ　方位、道路及び目標となる地物並びに事業区域を表示した付近見取図

ロ　縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線及び敷地内における住宅の位置を表示した事業区域内に建築する住宅の配置図

ハ　縮尺、方位及び間取りを表示した建築する住宅の各階平面図

ニ　縮尺を表示した建築する住宅の二面以上の立面図

四　法第八十六条第二項において準用する法第三十七条第二項第二号の同意を得たことを証する書類

五　法第八十六条第二項において準用する法第三十七条第二項第三号に定めるところにより環境影響評価法第二十七条に規定する公告を行ったことを証する書類

（建築等の届出）

第三十五条　法第八十八条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。

一　開発行為を行う場合　別記様式第十

二　住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為を行う場合　別記様式第十一

2　前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　開発行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面

イ　当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの

ロ　設計図で縮尺百分の一以上のもの

二　住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面

イ　敷地内における住宅等の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ロ　住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十分の一以上のもの

三　その他参考となるべき事項を記載した図書

第三十六条　法第八十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

（変更の届出）

第三十七条　法第八十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

第三十八条　法第八十八条第二項の規定による届出は、別記様式第十二による変更届出書を提出して行うものとする。

2　第三十五条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

（都市計画法施行規則の特例）

第三十九条　居住調整地域に係る特定開発行為について都市計画法第三十条第一項の規定により申請書を提出する場合における都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十五条第三号及び第十七条第一項第五号の規定の適用については、同令第十五条第三号中「法」とあるのは「都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条の規定により読み替えて適用する法」と、同項第五号中「法」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する法」と、「区域区分」とあるのは「居住調整地域」と、「居住若しくは業務」とあるのは「居住」と、「建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条に規定する住宅等を建築する」とする。

2　居住調整地域に係る特定開発行為について都市計画法第二十九条第一項の許可を受けようとする場合においては、都市計画法施行規則第十六条第一項の開発行為許可申請書の様式は、同項の規定にかかわらず、別記様式第十三によるものとする。

3　法第九十条の規定により都市計画法第三十四条の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行規則第二十八条の規定の適用については、同条中「次に掲げるもの（自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で権利を有する者にあっては、第一号に掲げるものを除く。）」とあるのは「第二号から第四号までに掲げるもの」と、同条第三号中「区域区分」とあるのは「居住調整地域」とする。

4　法第九十条の規定により都市計画法第四十三条の規定を読み替えて適用する場合においては、同条第一項に規定する許可の申請は、都市計画法施行規則第三十四条第一項の規定にかかわらず、別記様式第十四による特定建築等行為許可申請書を提出して行うものとする。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「都市再生特別措置法施行規則第三十九条第四項前段」と、「令」とあるのは「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）第二十九条の規定により読み替えて適用する令」と、「区域区分」とあるのは「居住調整地域」と、「居住若しくは業務」とあるのは「居住」と、「建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する」とあるのは「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項に規定する住宅等をいう。以下この項において同じ。）を建築する」と、同項の表敷地現況図の項中「建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設」とあるのは「住宅等を新築し、又は建築物を改築して住宅等とする行為」と、「建築物の位置又は第一種特定工作物」とあるのは「住宅等」と、「用途の変更」とあるのは「住宅等の位置並びに」とする。